大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和３年11月17日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

泉大津市我孫子175番３ほか

クスリのアオキ泉大津我孫子店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和３年６月28日（令和３年大阪府告示第944号）

３　泉大津市の意見の概要

　(1)　駐車場及び駐輪場の収容台数について、届出の台数を確保すること。

(2)　駐車場及び駐輪場を適切な位置に配置し、周辺地域の住民に配慮すること。

(3)　駐車場の出入口を届出の図面のとおり設置するとともに、府道38号富田林泉大津線側は左折入庫、左折出庫とし、市道板原古池線側

は、左折入庫、右折出庫とすること。

(4)　駐車場の出入口付近では、必要に応じ、交通誘導員を配置し、歩行者や自転車の安全確保に努めること。

(5)　荷さばき施設を適切な位置に配置し、来店車両や来店者に配慮すること。

(6)　荷さばき施設の面積について、届出の面積を確保すること。

(7)　自動車による来客に対する経路の案内を適切に行うこと。

(8)　廃棄物の減量化、再資源化を推進するなど適正な処理に努めること。

(9)　騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、必要な届出を行うとともに各法令を遵守すること。

(10)　騒音の伴う作業等について、周辺の生活環境に影響のないよう配慮すること。

(11)　廃棄物保管施設について、必要な容量を確保することともに、４トン収集車の駐車方法に配慮し、周辺の生活環境に影響のない位置

とすること。

(12)　事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。

(13)　防犯灯及び防犯カメラ等の設置場所について、自治会からの協力要請に対し、可能な限り協力すること。

(14)　屋外広告物法及び大阪府屋外広告物条例を遵守すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和３年11月17日から同年12月17日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

泉大津市東雲町９番12号

泉大津市政策推進部地域経済課